

添 付 書 類 等

- 1 願出書は2部作成して、提出願います。・・・1部農業委員会用、1部証明書用
注) 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。行政書士等資格者以外の者が持参する場合は、押印して印鑑証明書を添付してください。
- 2 添付する書類及び図面
 - (1) 願出地の登記事項証明書(土地登記簿謄本)又はインターネットでの登記事項要約書
注) 乙区に権利が設定されている場合は、現況証明願書を農業委員会へ提出することについての承諾書が必要です。
 - (2) 願出地の位置及び周囲の状況を表示する図面・・・洞爺湖町全図(5万分の1)に図示
注) 洞爺湖町全図(5万分の1)洞爺湖町役場で入手することができます。
 - (3) 願出地の地番、地目及び周囲の現況地目を表示する図面・・・地籍図(縮尺2500分の1から5000分の1程度)又は地番図に図示
注) (1)の登記事項証明書(土地登記簿謄本)及び(3)の地番図は法務局で入手することができます。地籍図は洞爺湖町役場で入手することができます。
 - (4) 願出地に賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、質権及びその他の使用収益権を有する者がいる場合は、その権利者の同意を確認できる書面
- 3 添付する書類及び図面は、1部提出願います。
- 4 その他
 - (1) 現況証明願書提出後に、日時を設定して農業委員による現況調査を実施しますので、その際には立会・説明が求められますので、よろしくお願いいたします。
立会においては、対象地の境界点をお教えいただき対象地全体の確認、農地の利用の状況・経過などをお聞きすることとなります。
現地確認後に、全体会議の審議を経て可否が決定されます。可となった場合は、農業委員会から証明書(有料)が発行され、法務局への地目変更登記が可能となります。
 - (2) 証明願出書の電子データが必要な場合は、電話で依頼いただければメール送信いたします。

お問い合わせは

洞爺湖町農業委員会 TEL 0142-82-5111(洞爺総合支所内)
FAX 0142-87-2928